

里親登録までの流れ

- ①相談日時の設定・・・住所地を管轄する児相に事前予約
- ②児相での相談・・・2時間程度の時間を要します。
動機、子育て方針、家族状況、経済状況、健康面等
- ③必要書類の提出
 - ・同居家族の履歴書、家族の戸籍謄本、附票、住民票
 - ・家族の健康保険証書、健康診断書
 - ・住居の見取り図、平面図、面積等がわかるもの
 - ・世帯の経済状況が把握できるもの、ほか
- ④調査、面接・・・家庭との面接、家庭訪問調査
- ⑤児童福祉審議会で審議
- ⑥里親認定・・・知事が審議会の意見を参考に認定
- ⑦里親登録・・・里親名簿に登載
養育・短期里親：5年間、専門里親：2年間。

里親委託までの流れ

①里親の選定



②里親への委託の打診



③里親へ委託児童と家庭状況等の情報提供



④初顔合わせ(里親と委託児童 & 実親)



⑤委託の決定(援助方針会議)



⑥交流 面会 → 外出 → 外食 → 外泊 → 長期外泊



⑦里親委託(児童福祉法第27条1項3号)

里親委託にかかる諸手続き

- 決定通知
里親措置委託通知書(児相→里親&実親)
- 医療・乳幼児健康診査
健康保険証書 & 施設医療券
母子手帳
- 住所変更
転出証明書 → **縁故者** として転入届
- 転校手続きほか
教科書給付証明書 & 在学証明書
通学経路、保護者(連絡先)等の変更